

石綿作業主任者

労働安全衛生関連法令の規定により、石綿等（労働安全衛生法施行令第6条23号に定める石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のために製造する作業を行う事業場においては「石綿作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任しなければならないことになっております。

当連合会では、三重労働局長登録教習機関として、標記技能講習を実施しています。

受講資格

満18歳以上の者

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	時間
作業環境の改善方法に関する知識	4時間
保護具に関する知識	2時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	2時間
関係法令	2時間
修了試験	1時間

申込方法

「講習申込方法」にしたがって、お申込みください。